

別記様式第1号（第3条関係）

本別町農産物ものづくり館施設使用許可申請書

平成 30 年 4 月 1 日

本別町長 様

本別町農産物ものづくり館を次のとおり使用したいので申請します。

申請者	団体名 代表者名	本別つつじサークル	住所	本別町北2丁目4-1
	使用責任者	本別 花子 (電話 0156-22-2141)		

使用内訳 (使用室名に○を付してください。)			使用目的、使用内容、人数等		
使用期日	使用時間	使用室名	使用目的 (催事・会議名)	使用内容	予定人数
4月20日	9:00 から 13:00 まで	○ 全体	サークル交流会	豆加工品作り・試食会	10人
		農産加工室			
		実習室			
		加工室			
		乳加工室			
		肉加工室			
月 日	: から : まで	全体 農産加工室 実習室 加工室			
		乳加工室 肉加工室			
月 日	: から : まで	全体 農産加工室 実習室 加工室			
		乳加工室 肉加工室			
月 日	: から : まで	全体 農産加工室 実習室 加工室			
		乳加工室 肉加工室			

備考欄 (特別な設備又は装飾・その他必要な事項)

使用室の水道料・下水道料・ガス使用料等は、実費として別途徴収します。なお、各々の料金に10円未満の端数が生じる場合は、それを切り捨てた額とします。

本別町農産物ものづくり館 施設使用予約承諾書

上記のとおり、本別町農産物ものづくり館の使用予約を承諾します。

ただし、裏面注意事項を事前に了承願います。

年 月 日

本別町農産物ものづくり館 担当主査

印

(当日持参の上、担当者に提示してください。)

注意事項

- 1 この使用予約承諾書は、当日ご持参ください。
- 2 使用申請の取り消し(使用のキャンセル)は、使用する日の前日から起算して3日前までに申請してください。それ以降の申請については、使用料の返還等はありませんのであらかじめご了承ください。
- 3 使用後は清掃・整理・整頓してください。また、使用前・使用後の準備・原状回復に要する時間は、使用時間に含まれます。
- 4 ゴミは、全て使用者が持ち帰りをお願いします。
- 5 貴重品は、使用者が責任を持って管理してください。
- 6 当施設の機械器具類は、使用方法を誤ると重大な事故につながるおそれがあるので、管理者の指示に従うとともに、取り扱いには十分に注意してください。

**※ 児童と一緒に施設を使用する場合は、保護者が特段の注意をはらうように
お願いいたします。**

- 7 次のいずれかに該当する場合は、使用許可(予約)の取消し、又は使用日時の変更をします。この場合において、町長は生じた損害の賠償責任を負わないものとします。
 - ①事故、その他の突発的な事情により施設の使用が不可能になったとき。
 - ②公益上、やむを得なく公用で施設を使用する必要性が生じたとき。
 - ③使用の許可条件に違反したとき。
 - ④本別町農産物ものづくり館条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号、第6号に規定する暴力団、暴力団員の利益になると認められたとき。
 - ⑥その他、特に町長が使用を認めることが適当でないとき。